

# 閱 覽 図 書

事業名 不明山国有林外森林整備事業（造林）

- (1) 契 約 書（案）
- (2) 入 札 者 注 意 書
- (3) 作 業 条 件 等
- (4) 入 札 書

広 島 森 林 管 理 署

(案)  
森林整備事業請負契約書

収入  
印紙

1 事業名 不明山国有林外森林整備事業（造林）

2 事業場所 広島県広島市佐伯区 不明山国有林外

1 事業量 つる切 6.61ha  
除 伐 8.02ha  
除伐Ⅱ類 8.03ha

4 事業期間 契約締結日の翌日 から  
平成 29年 8月 31日まで

5 請負金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額  
金 円也)

〔注〕「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方  
税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に  
8/108を乗じて得た額である。

6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	部分払	1回以内 第34条
×	前金払	分の 以内 第36条第1項
×	中間前金払	第36条第3項

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) この契約に係る平成28年度の部分払は行わない。
- (3) 伐倒木の持ち出しは禁止する。
- (4) 明許繰越費に係る翌年度にわたる債務負担 別紙1のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成28年11月 8日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 広島県広島市中区吉島東3丁目2番51号  
氏名 分任支出負担行為担当官  
広島森林管理署長 齋藤 均 印

請負者 住所  
氏名

印

別紙 1

第 1 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担に基づく契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおり。

平成 28 年度		0 円
平成 29 年度	契約金額を記載する	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおりとする。

平成 28 年度		0 円
平成 29 年度	契約金額を記載する	円

## 事業内訳書

作業種	作業期間	国有林	林小班	記番	数量(ha)	摘要
つる切	H29.6.1 ～ H.29.8.31	不明山	204いゝ1	5	0.96	
		不明山	204いゝ2	6	0.40	
		不明山	204いゝ4	7	1.62	
		不明山	204いゝ5	8	1.36	
		不明山	205ほ	9	0.24	
		不明山	205ね	10	0.13	
		不明山	205お	11	0.16	
		不明山	205く	12	0.21	
		不明山	206い	13	1.53	
	つる切計					6.61
除伐	契約締結日の翌日 ～	一本松山	232ぬ	1	2.20	
		一本松山	232る	2	0.82	
		一本松山	232か	3	2.90	
		根武谷山	235よ	4	2.10	
除伐計					8.02	
除伐Ⅱ類	H29.8.31	天徳	287ろ	14	4.87	
		天徳	287ほ	15	2.36	
		天徳	287へ	16	0.80	
除伐Ⅱ類計					8.03	
合計					22.66	

## 作業仕様書総則

1. 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
2. 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
3. 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
4. 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
5. 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の上休を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。  
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
6. 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

## 除伐仕様書

### (伐除木)

1. 伐除木は、現に造林木の生長を阻害するもの、今後造林木の生長を阻害するおそれのあるものとする。
2. 造林木であっても形質不良木は伐除する。
3. 伐除木の切断の高さは、ぼう芽勢、造林木の樹高などを勘案して中段切り（地際よりおおむね1 m以下）とする。ただし、地形の制約、安全上の理由等により、技術上前記の切断高で伐除できない場合は、監督職員の指示を受けること。

### (天然更新木の保残)

4. 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。
5. 植栽列の間隔が広い箇所（筋置地拵の筋置箇所、豪多雪地帯に設定されたほ行防止帯等）に生育している天然更新木のうち、隣接する造林木の生長を阻害するおそれのないものは保残する。
6. 伐採時から保残し、健全に生長している高木性広葉樹は引き続き保残する。
1. 造林木に巻き付いているつる類は根元から切断すること。

## 除伐Ⅱ類仕様書

### (区域の標示)

1. 本作業地は周囲を測量杭(又はテープ)等によって標示してある。ただし、区域の明確なものについては、現地において指示した区域とする。

記番	国有林	林小班	伐採率 (本数)	伐採率 (材積)
14	天徳	287ろ	ヒノキ 29%	ヒノキ 15%
15	天徳	287ほ	ヒノキ 29%	ヒノキ 15%
16	天徳	287へ	ヒノキ 29%	ヒノキ 15%

### (除伐対象木の表示等)

1. 標準地(黄テープ環状二本線)内については、白テープ環状一本線により印付けしている。また、伐採率の目安は下表に示すとおり。
3. 標準地以外の区域については、標準地をモデルとして乙において選木する。なお、選木(伐倒)に当たっては、随時監督職員の点検を受け、不相当と認められた場合は手直しを行うこと。

### (天然更新木の保残)

4. 造林木の中に点在又は群状に混交する天然更新木は、造林木の生育に支障とならない場合は保残する。

### (伐倒作業)

5. 対象木は、かかり木とならないよう完全に伐倒すると共に、残存木の被害防止に万全を期すること。
6. 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止あるいは管理歩道確保のため、沢、歩道等への伐倒は避けること。

### (その他)

7. その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。



## つる切仕様書（刈払処理）

### （区域の標示）

1. 本作業地は周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示してある。

### （つる切の要領）

2. 区域内のつるについては全て根元から切断する。

3. 造林木等に巻きついているつるは根元から切断し、次の中からみついたつるをできるだけ切りはずす。

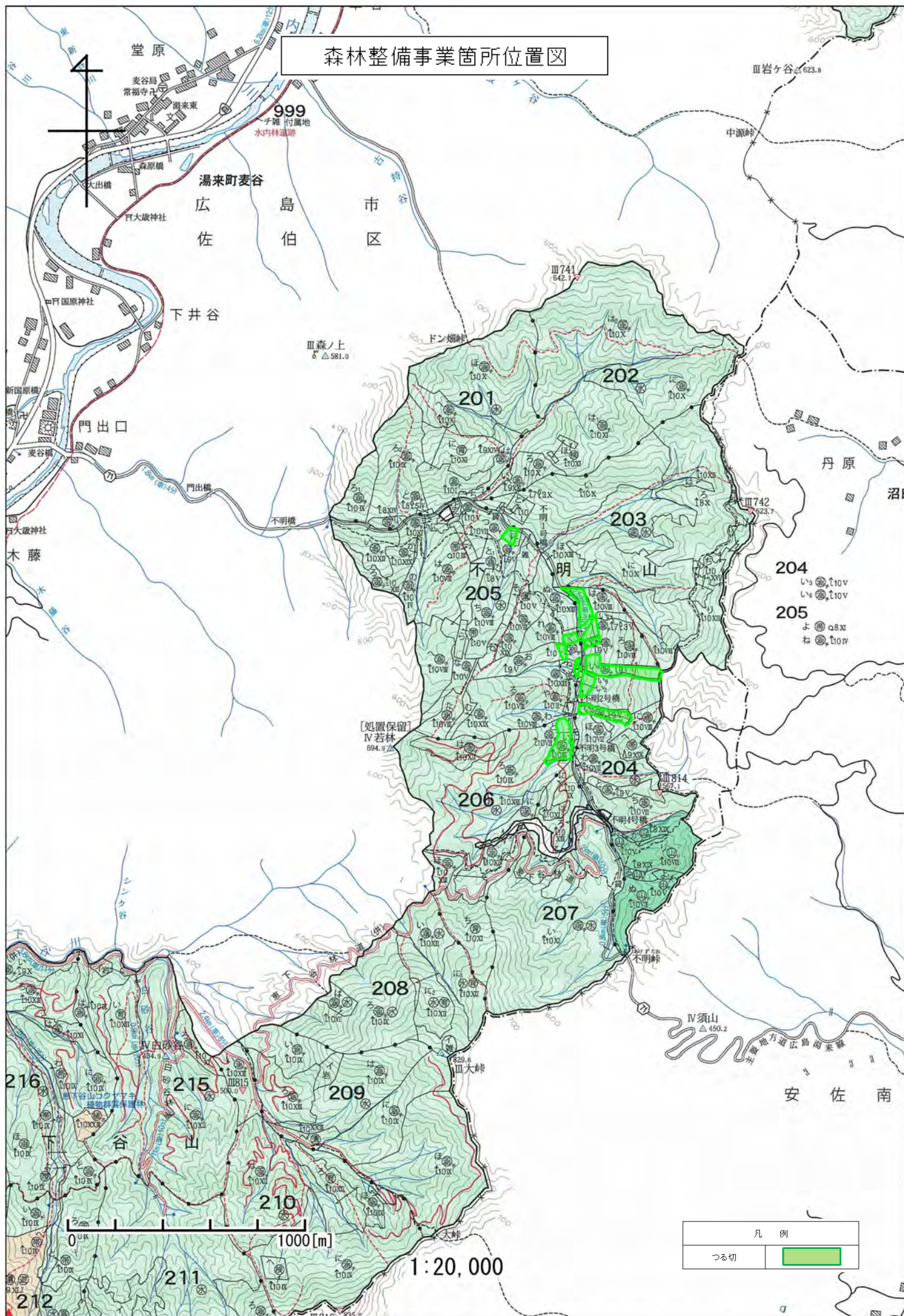
### （その他）

4. その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

# 写真整理に関する特記仕様書

実行記録写真の提出について、A4サイズの工事用アルバムでの提出を可能とする。

# 森林整備事業箇所位置図



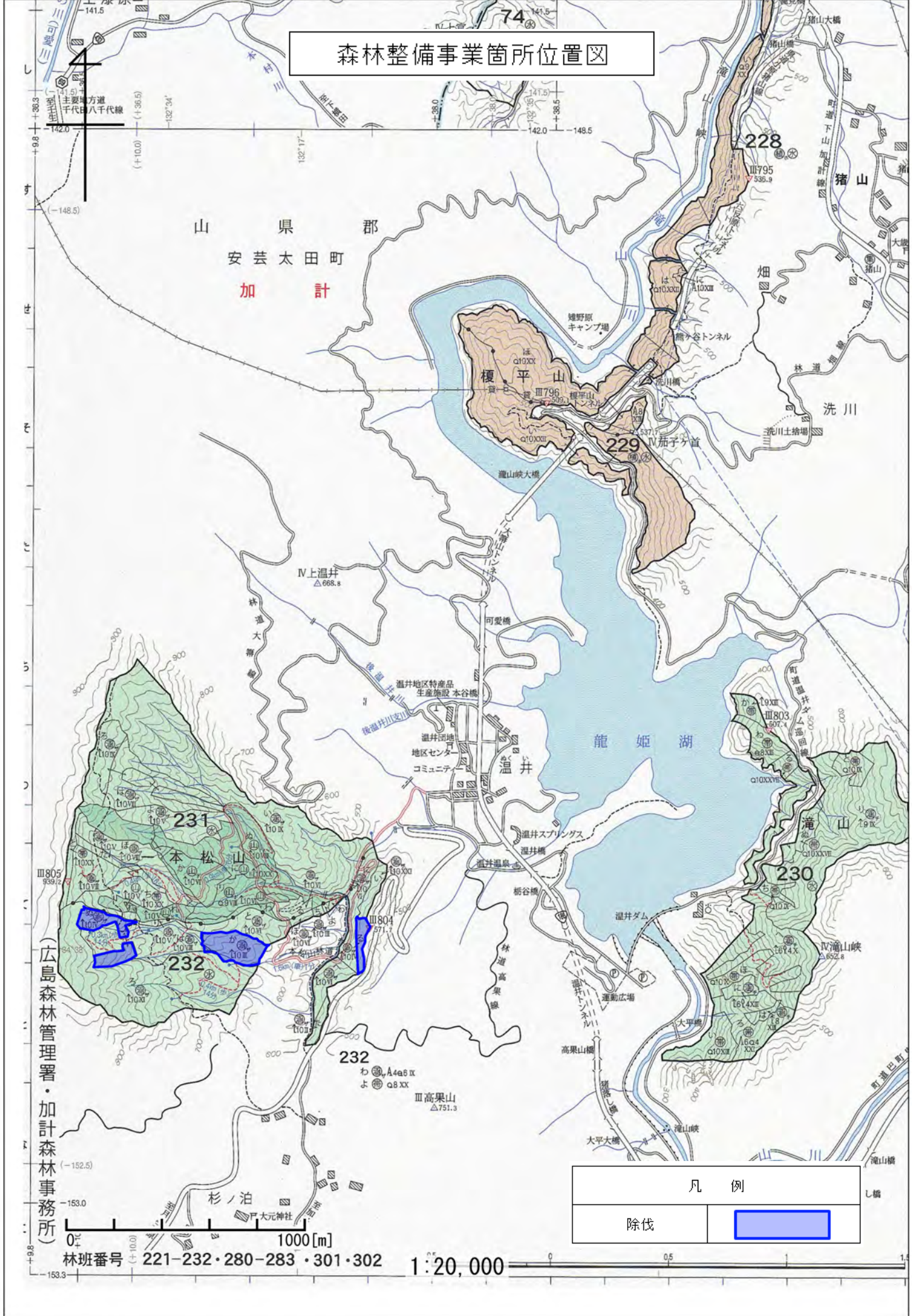
凡 例	
つる切	

1:20,000



# 森林整備事業箇所位置図

山 県 郡  
安芸太田町  
加 計

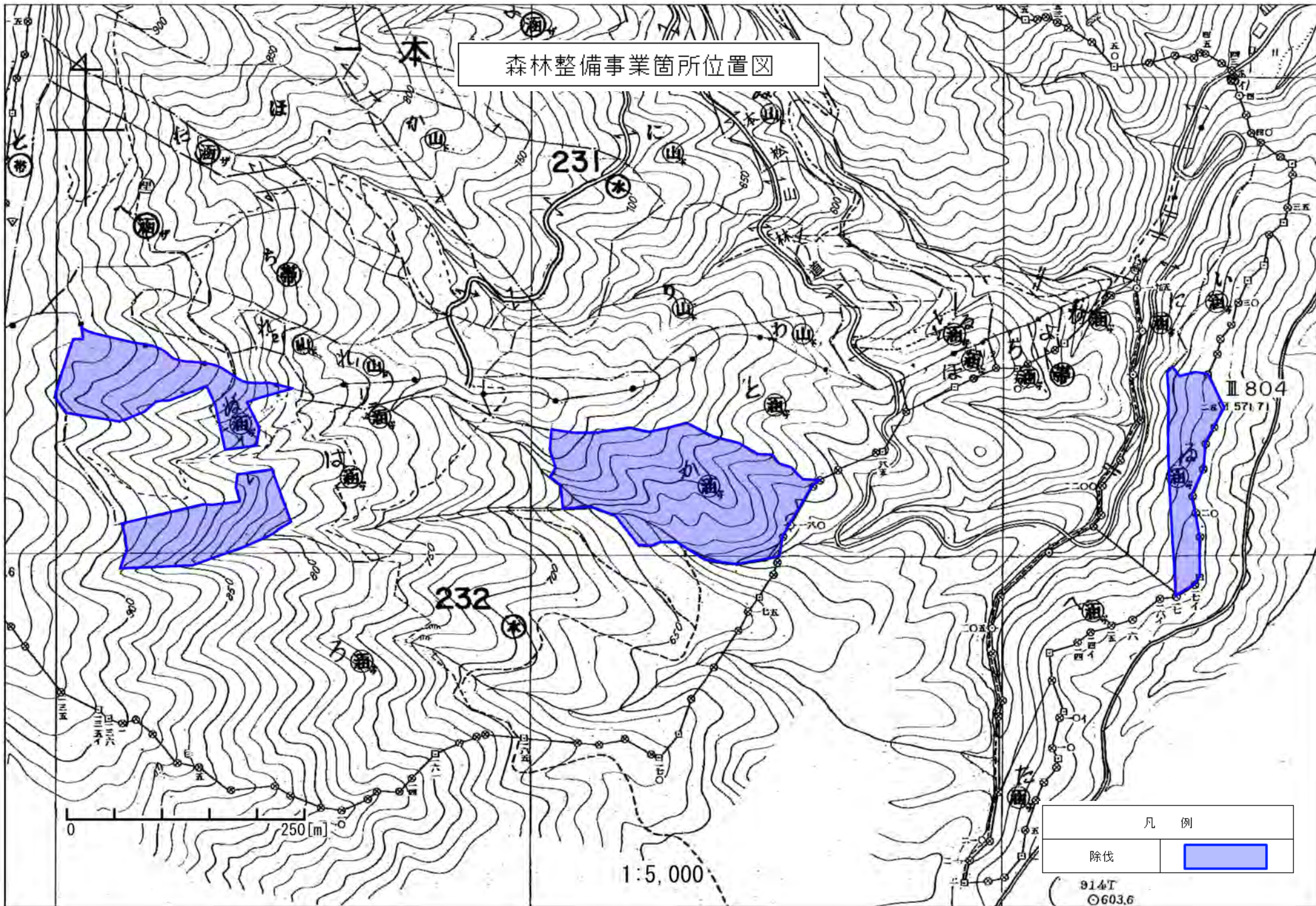



凡 例	
除伐	<span style="background-color: #add8e6; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>

(広島森林管理署・加計森林事務所)

林班番号 221-232・280-283・301・302 1:20,000

森林整備事業箇所位置図

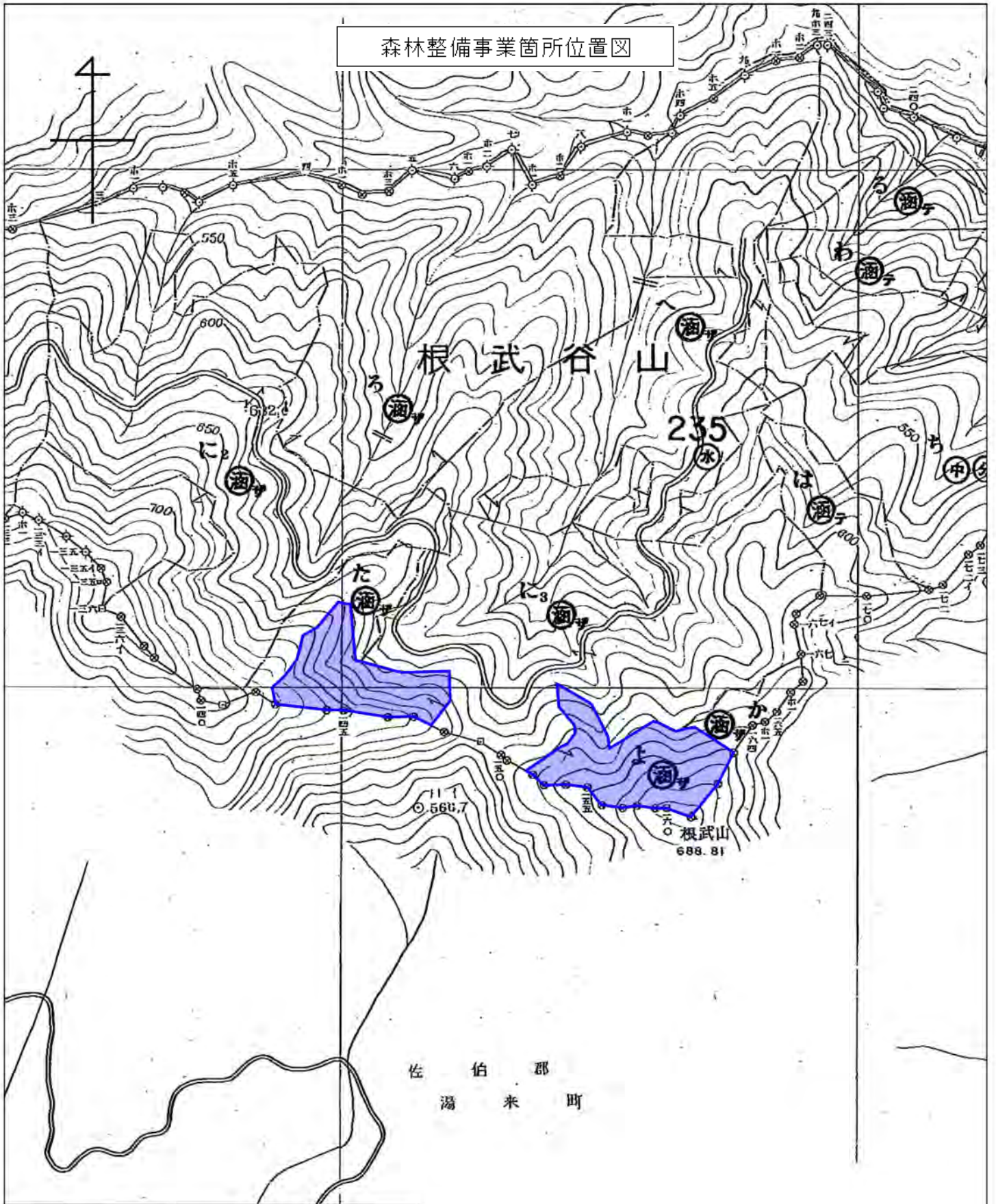


凡 例	
除伐	

914T  
◎603.6



森林整備事業箇所位置図



0 250[m]

1:5,000

凡例	
除伐	

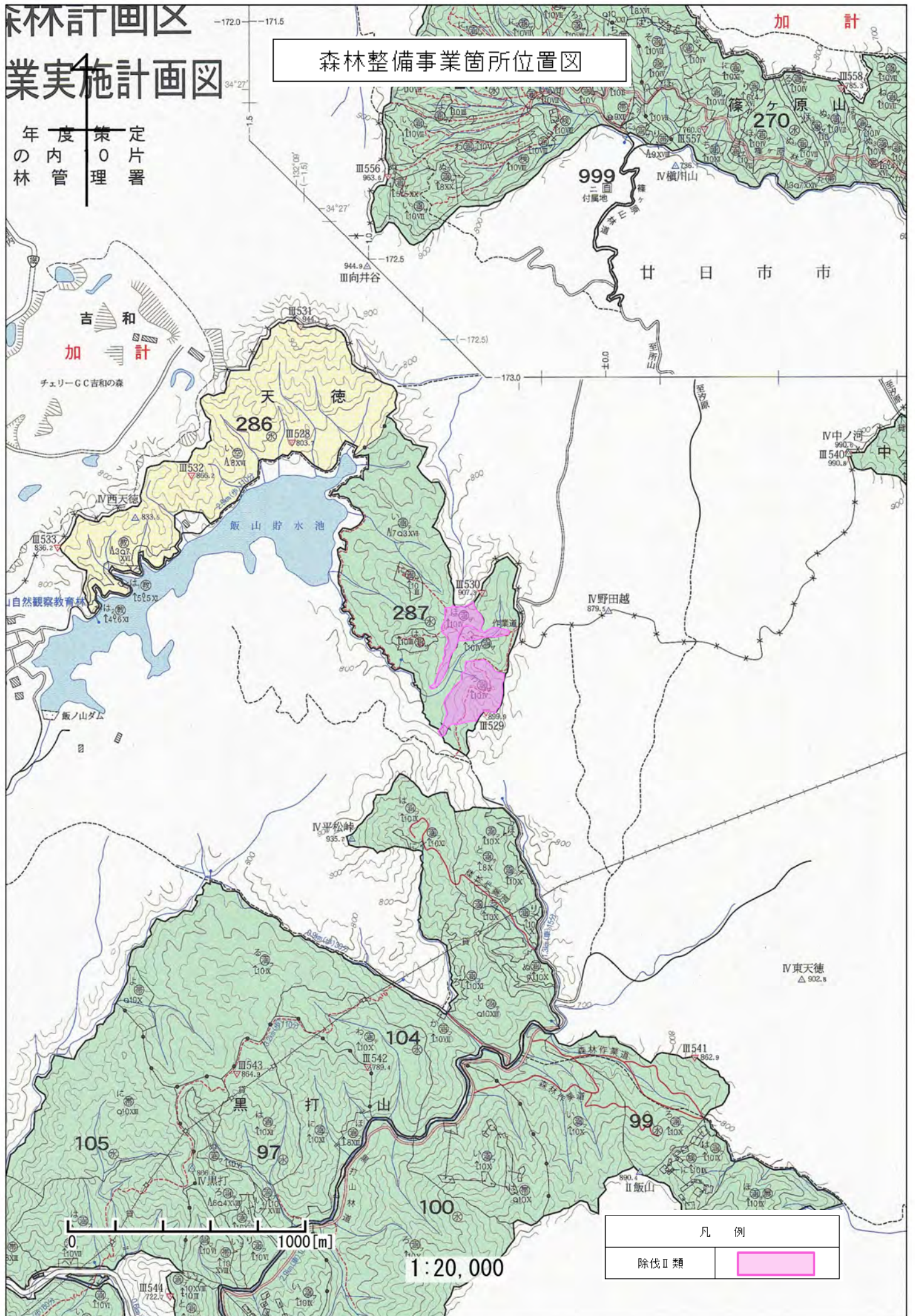


# 区画計画

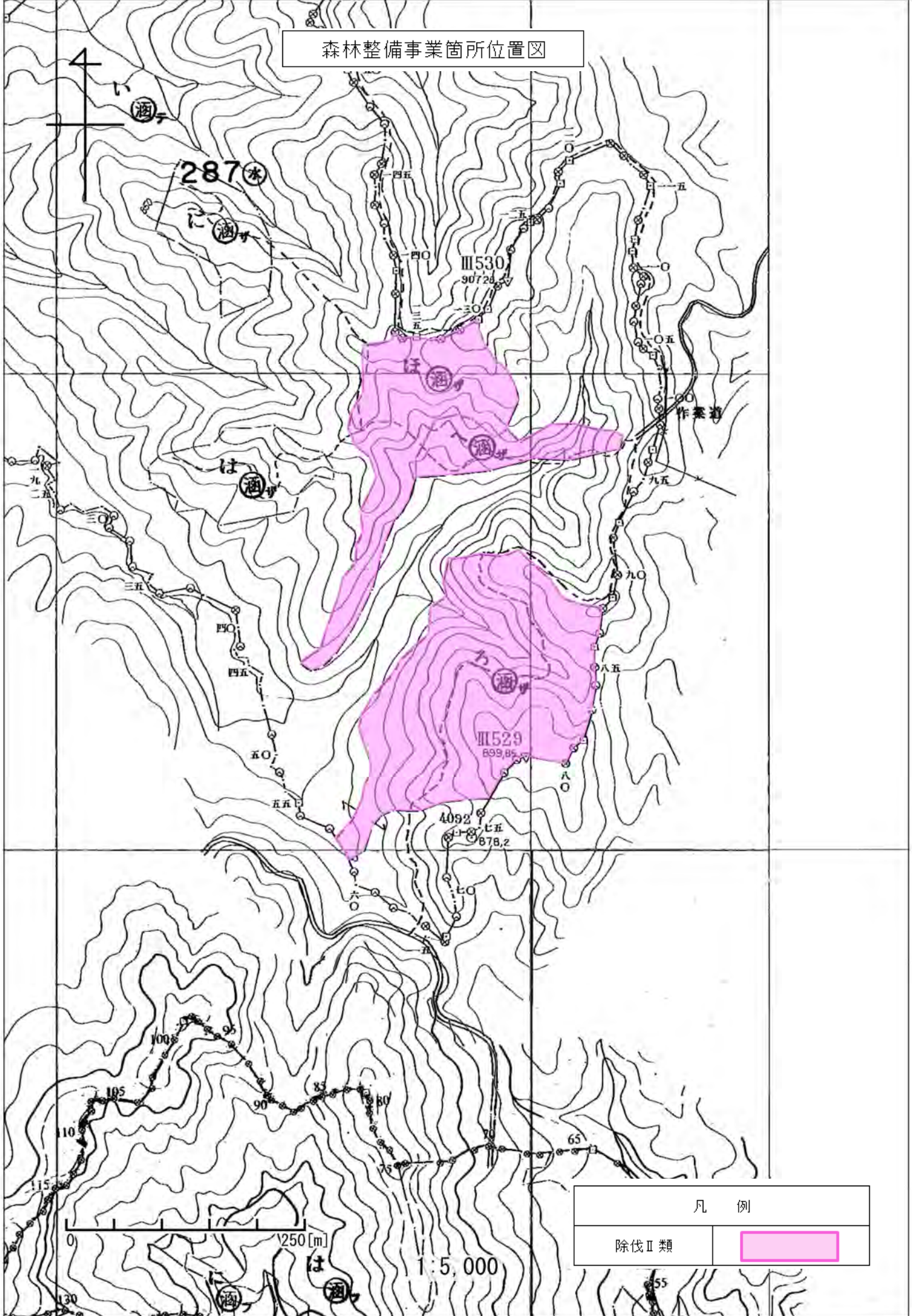
# 実施計画図

年度策定の  
管内林管理署

## 森林整備事業箇所位置図



森林整備事業箇所位置図



凡 例	
除伐Ⅱ類	<span style="background-color: #FFB6C1; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>

# 入札者注意書

入札参加者は、入札公告書、契約書案、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額（契約金額）とする。  
なお、所定の用紙を使用しない場合は「入札者注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名、押印を必ず行うこと。
- 8 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しない。
- 9 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 10 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
  - ア 入札参加資格のない者のした入札。
  - イ 入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
  - ウ 入札書に入札者の署名又は記名押印のないもの。
  - エ 入札物件番号を付した場合にあっては、入札物件番号を確認できないもの。
  - オ 入札金額を訂正した場合において、訂正印の押印がないもの。
  - カ 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
  - キ 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき（但し、入札保証金の納付を免除した場合を除く。）。
  - ク 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
  - ケ その他入札条件に違反した入札。
- 11 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 12 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。

- 13 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者又はその代理人が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
- 14 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。
- 15 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
  - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することがある。
  - (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合もある。
  - (3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
  - (4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 16 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- 17 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 18 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の108に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 19 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
- 20 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 21 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 22 入札を辞退した者は、これを理由として、以降の指名等について、不利益な取扱いを受けることはない。
- 23 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出ること。
  - ア 入札執行前であっても、入札辞退届を持参し、又は郵送する。
  - イ 入札執行中であっても、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出する。
- 24 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

(別紙) 契約情報の公表様式

平成28年度 請負事業の作業条件等(森林整備事業)

広島森林管理署

事業名 : 不明山国有林外森林整備事業(造林)

事業種	国有林	林小班	実行数量 (ha)	履行期間	林分条件	作業条件			
					植生量及び傾斜	作業手段	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	人員輸送 起点
つる切	不明山	204い1	0.96	H29.6.1	難88%やや難12%	人力	14.8	34	佐伯区役所湯来出張所
	不明山	204い2	0.40		難20%やや難80%		15.0	32	佐伯区役所湯来出張所
	不明山	204い4	1.62		難30%やや難40%やや易30%		15.6	46	佐伯区役所湯来出張所
	不明山	204い5	1.36		難37%やや難24%やや易39%		15.6	36	佐伯区役所湯来出張所
	不明山	205ほ	0.24	H29.8.31	難100%		14.0	30	佐伯区役所湯来出張所
	不明山	205ね	0.13		難100%		15.0	33	佐伯区役所湯来出張所
	不明山	205お	0.16		やや難100%		15.0	37	佐伯区役所湯来出張所
	不明山	205く	0.21		難100%		15.0	30	佐伯区役所湯来出張所
	不明山	206い	1.53		難50%やや難50%		16.0	32	佐伯区役所湯来出張所
	小計		6.61						
除伐	一本松山	232ぬ	2.20	契約締結日の翌日	中100%	機械 (人力併用)	14.2	182	安芸太田町加計支所
	一本松山	232る	0.82		中100%		14.2	62	安芸太田町加計支所
	一本松山	232か	2.90		中100%		14.2	97	安芸太田町加計支所
	根武谷山	235よ	2.10		難100%		38.2	166	佐伯区役所湯来出張所
	小計		8.02						
除伐Ⅱ類	天徳	287ろ	4.87	H29.8.31	中33%やや易67%	機械 (人力併用)	31.2	80	廿日市市役所佐伯支所
	天徳	287ほ	2.36		やや易100%		31.2	93	廿日市市役所佐伯支所
	天徳	287へ	0.80		やや易100%		31.2	106	廿日市市役所佐伯支所
	小計		8.03						
計		22.66							

# 入札書

事業名 不明山国有林外森林整備事業（造林）

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額									

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の8%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

広島森林管理署長 齋藤 均 殿

入札者住所

氏 名

印

代理人住所

氏 名

印